

2024年3月1日

お客様各位

出光興産株式会社  
電力・再生可能エネルギー事業部

電気需給約款 改定のお知らせ (高圧・特別高圧)  
(2024年7月1日以降の更新・新規契約に適用)

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は弊社電力供給サービスへ格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて弊社は本年4月、低炭素電力の販売を主力とする小売電気事業者で子会社の出光グリーンパワー株式会社を吸収合併し、お客様の脱炭素のお取り組みご支援を一層強化いたします。統合にあわせて電気需給約款を改定する運びとなりましたので以下ご案内申し上げます。引き続きお引き立て賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

敬具

記

1. 時期

2024年7月1日 (7月1日以降に更新・締結する高圧・特別高圧のご契約が対象です)

※現在のご契約は契約期間満了をもって終了とし、その後は新約款に基づきご契約を再締結させていただきます。

2. 電気需給約款の改定内容

(1) 主な変更点：別紙をご参照下さい。

(2) 新旧対比表\*：3月1日より弊社WEBサイトに掲示します。

<https://power.idemitsu.com/news/>



\*東京電力エリアとの比較を掲載しております。新約款は全エリア単一となります。

(3) 約款全文：3月1日より弊社WEBサイトに掲示します。

<https://power.idemitsu.com/terms/list.html>



3. 添付資料

電気需給約款の主な変更点 (上記 (1))

4. 本件に関するお問合せ

出光興産株式会社 (小売電気事業者登録番号：A0012) 電力・再生可能エネルギー事業部

電話番号：03-6870-6552

HP 問い合わせ窓口：<https://power.idemitsu.com/contact/>

営業時間 9:00-17:30(土日祝日、年末年始、会社指定休日を除く)

以上

別紙：電気需給約款の主な変更点

No	変更点	(現) 2024年6月末まで	(新) 2024年7月以降の次契約	変更概要
1	約款の一本化	9エリア毎の約款 (1条2項)	全エリア1本 (1条2項)	従前は各一般送配電事業者エリア毎の約款体系でしたが、今回全エリア共通約款に統一します。
2	契約書の廃止	契約書を紙面発行 お客様/当社 双方捺印 (12条)	契約電子化・ペーパーレス化 (12条)	業務省力化・ペーパーレス化のため、今回の改訂で契約書(紙面)を廃止します。 契約書に代わり、新たに「ご契約内容のお知らせ」を電子媒体にてお客様に通知します。
3	契約種別の整理	契約種別:7種 (13条)	契約種別:4種 (13条)	簡素化のため業務用3種類を削除します。 区分も全エリアを別表5に集約します。
4	当社起因による 期中料金改定条項 の新設	記載なし	当社起因による契約期間中の 「料金改定」条項を新設  改定要因: 燃料費高騰/市場高騰/法制度改定/ その他の理由 (新設:47条4項)	当社からお客様に対し契約期間中の料金改定の申し入れが可能となるよう約款を改定します。 当社が料金改定を申し入れる場合は、適用日の3ヶ月前までにお客様に通知します。 お客様が料金改定について合意できない場合は、適用日の1ヶ月前までに申し出ることにより、本契約の解約ができるものとします。この場合、中途解約金は発生致しません。
5	支払方法の変更 (振込廃止)	口座振替もしくは振込 (30条)	口座振替のみ (27条)	業務省力化の観点から、支払方法については、原則、「振替」のみに変更します。これに伴い「振込」による支払方法を約款から削除します。
6	延滞利息	再エネ賦課金は延滞利息の対象外 (31条)	再エネ賦課金は延滞利息の対象 (28条)	再生可能エネルギー発電促進賦課金について、従前は延滞利息の対象外でしたが、今回の改定で延滞利息の対象とすることに変更します。
7	解約条文(54条)の 項目追加	記載なし (54条)	・不可抗力 ・その他相当の事由がある場合 (52条1項㉞、㉟)	当社が契約を解約する条項として、「不可抗力」、「その他本契約の継続が困難と認められる相当の事由がある場合」を今回追加します。